

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等 |
| 2 | 対象税目 | ①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税3)、法人住民税: 義(自動連動)、法人事業税: 義(自動連動) |
| | | ②: 上記以外の税目 登録免許税: 外、所得税: 外、固定資産税: 外、都市計画税: 外、不動産取得税: 外 |
| 3 | 要望区分等の別 | 【新設】 拡充・延長 【 単独 】 主管・共管 】 |
| 4 | 内容 | 《制度の概要》 — |
| | | 《要望の内容》 トラックドライバーの時間外労働の上限や拘束時間に関する規制の適用によるトラック輸送の変容等に対応しつつ、広域及び地域内の物流の維持・安定化に資するものとして、中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った一定の公共性を有する基幹的な物流拠点について、 ・取得後5年間にわたり、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の8に相当する金額の合計額とする特例措置(8%の割増償却)、そのうち、自動運転トラック等の新技術に対応した物流拠点については、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の10に相当する金額の合計額とする特例措置(10%の割増償却)を2年間の措置として創設する。 なお、令和8年度に期限を迎える、「物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置」については、所要の措置を講じた上で、期限の延長をしない。 |
| | | 《関係条項》 — |
| | | |
| 5 | 担当部局 | 国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間 | 評価実施時期: 令和7年8月 分析対象期間: 令和8年度～令和9年度 |
| 7 | 創設年度及び改正経緯 | — |
| 8 | 適用又は延長期間 | 2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日) |
| 9 | 必要性等 | ①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流拠点については、ドライバー不足等を背景としたトラック輸送の変容、施設の老朽化、人口減少による域内市場の縮小等を背景に、整備・更新や集約化・適正配置が求められているものの、その規模の大きさから投資額も大きくなる傾向があり、整備等が進んでいない状況である。 そのため、広域的な観点と地域的観点の両面からの物流ネットワークの確保に資することを主眼に、災害時における生活必需品や復旧・ |
| | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------|--|----|-----|-----|----|--|--|-----|---|---|----|----|----|
| | | <p>復興のための物資の集積拠点として利用可能なことといった公共性・公益性の観点も踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線と地域配送との結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備を推進する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針(令和7年6月13日閣議決定)において、「物流拠点・ネットワークの機能強化」が位置付けられている(該当部分抜粋)</p> <p>第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現</p> <p>2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応</p> <p>(2)地域における社会課題への対応</p> <p>2030年度までの「集中改革期間」における物流革新に向け、次期「総合物流施策大綱」に基づき、物流拠点・ネットワークの機能強化、陸・海・空の新モーダルシフト、自動運転、物流DX・標準化、多重取引構造の是正等の商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容、改正物流法の執行体制の確保を推進する。また、物流・旅客運送業における担い手不足への対応を強化するため、外国人材の一層の活用を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | ③ 租税特別措置等により達成しようとする目標 | <p>令和12年度までに、地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点を20地域整備することを目標とし、令和9年度までに、5地域整備することを促進し、長期的・安定的な物流ネットワーク及び地域の防災拠点としての役割等、平時・有事いずれにも貢献する持続的な物流の確保を図る。</p> | | | | | | | | | | | | |
| | ④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与 | <p>政策目的に対する租税特別措置法等の達成目標実現により、トラックドライバーの時間外労働の上限や拘束時間に関する規制の適用によるトラック輸送の変容等に対応し、広域及び地域内の物流の維持・安定化が図られる。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 有効性等 | <p>① 適用数</p> <p>《適用数の推移(単年度)》</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和8</td> <td>令和9</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域数</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>(1)本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載</p> <p>(2)法律改正を予定しており、当該法律の施行は令和9年度を見込んでいることから、令和8年度の件数を0としている。</p> <p>【算定根拠】 別添のとおり</p> <p>② 適用額</p> <p>《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>令和</td> <td>令和</td> </tr> </table> | 年度 | 令和8 | 令和9 | 区分 | | | 地域数 | 0 | 5 | 年度 | 令和 | 令和 |
| 年度 | 令和8 | 令和9 | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域数 | 0 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 令和 | 令和 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|---|-----|------|------|------|------|------|------|----|-----|--|---|----|-------|--|-----|---|-------|---|---|----|---|
| | | <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>196</td> </tr> </table> | 区分 | 8 | 9 | 適用額 | 0 | 196 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 8 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 適用額 | 0 | 196 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>(注)</p> <p>(1) 本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載</p> <p>(2) 法律改正を予定しており、当該法律の施行は令和9年度を見込んでいることから、令和8年度の適用額を0としている。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>【算定根拠】 別添のとおり</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ | 減収額 | <p>《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>令和8</td> <td>令和9</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td></td> <td>0</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td></td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td></td> <td>0</td> <td>13</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載</p> <p>(2) 法律改正を予定しており、当該法律の施行は令和9年度を見込んでいることから、令和8年度の適用額を0としている。</p> <p>【算定根拠】 別添の通り</p> | | 年度 | 令和8 | 令和9 | 区分 | | | | 法人税 | | 0 | 45 | 法人住民税 | | 0 | 3 | 法人事業税 | | 0 | 13 | |
| | 年度 | 令和8 | 令和9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人税 | | 0 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人住民税 | | 0 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法人事業税 | | 0 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④ | 効果 | <p>《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》</p> <p>地域の関与も踏まえた基幹的な物流拠点の見込み地域数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>年度</td> <td>令和8</td> <td>令和9</td> <td>令和10</td> <td>令和11</td> <td>令和12</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地域数</td> <td></td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <p>(1) 本表は令和8年度からの新設となるため、物流・自動車局のヒアリングより集計した数値を記載</p> <p>(2) 法律改正を予定しており、当該法律の施行は令和9年度を見込んでいることから、令和8年度の件数を0としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たっては、多額の投資資金が必要となる一方、投資回収に時間を要する。また、特に事業採算の取れない地域への物流拠点の整備に躊躇する事業者も多くみられることから、基幹的な物流拠点の適正配置を促進しつつ、事業者の初期投資の負担を軽減し、キャッシュフローを改善させる本措置は、地域の関与も踏まえた一定の公</p> | | 年度 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | 区分 | | | | | | | 地域数 | | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 年度 | 令和8 | 令和9 | 令和10 | 令和11 | 令和12 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域数 | | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|-----|-----------------------|---|
| | | | <p>共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に効果的に働く。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 —</p> <p>《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 本特例措置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備に限り支援対象としており、急激に整備されることが予想しにくいため適用件数は少なくなる見通しとなっているが、本特例措置により、一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点を整備することは、物流ネットワークの確保や地域の防災拠点等に貢献することから、達成目標の実現に有効な手段である。</p> |
| | | ⑤: 税収減を是認する理由等 | <p>本措置により、物流ネットワークの確保や地域の防災拠点等、地域に貢献する公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備の促進が図られることから、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。</p> |
| 11 | 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>特例措置の適用は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する中継輸送機能及び幹線・地域輸送間の結節機能等を持った基幹的な物流拠点の整備に限定しており、かつ、措置の効果は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件を満たしたす案件に対し、大臣の認定をするスキームを検討しており、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、</p> <p>① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>② 地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p> |
| | | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>予算上の措置は、物流施設内の作業平準化や人手不足解消に資する設備・機器の導入補助や、物流拠点の整備を伴わない事業による物資の流通の効率化等に資するものに対する措置である。一方で本特例措置は、地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する基幹的な物流拠点の整備に当たり取得した家屋や償却資産に対するものとして役割分担をしている。</p> <p>令和8年度予算要求額 ○モーダルシフト等推進事業(70百万円) ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 ○非常用電源設備導入推進事業(15百万円) ○物流拠点の立地状況等に係る現況把握等のための調査事業(30百万円)</p> |

| | | |
|----|--------------------|--|
| | | <p>○流通業務の脱炭素化事業(375百万円)</p> <p>○地域連携モーダルシフト等促進事業(400百万円)</p> <p>○サステナブル倉庫モデル促進事業(3,820百万円の内数)</p> <p>令和7年度予算</p> <p>○サステナブル倉庫モデル促進事業(3,820百万円の内数)</p> <p>○モーダルシフト等推進事業(41百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 <p>○非常用電源設備導入推進事業(15百万円)</p> <p>令和6年度補正</p> <p>○サステナブル倉庫モデル促進事業(4,800百万円の内数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流拠点の立地状況等に係る現況把握等のための調査事業(50百万円) <p>○モーダルシフト等推進事業(70百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定経費補助 ・モーダルシフト等運行経費補助 <p>○流通業務の脱炭素化事業(1,200百万円)</p> <p>○非常用電源設備導入推進事業(105百万円)</p> <p>○地域連携モーダルシフト等促進事業(1,500百万円)</p> |
| | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する物流拠点の整備により、国民生活や産業、経済活動に不可欠な物資の保管や輸配送等を行い、地域内・地域間の長期的・安定的な物流の確保・維持に資するとともに、地域における防災拠点等の機能が公共性・公益性の側面からにも資することから、地方公共団体がその政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p> |
| 12 | 有識者の見解 | — |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

適用実績等の算定根拠

項目：新たな物流拠点の整備計画に基づき取得した資産に係る特例措置の創設等

(積算根拠)

1. 令和8、9年度

(1) 件数

- ・地域の関与も踏まえた一定の公共性・公益性を有する物流拠点の整備件数：
5件

【適用を見込んでいる事例】

- ・北海道名寄市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・秋田県大館市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・神奈川県横浜市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・京都府城陽市が関与する物流拠点の整備予定事例
- ・宮城県仙台市が関与する物流拠点の整備予定事例

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

取得価格 = 平均取得価格^{※1} × 件数（見込み）^{※2}

※1 令和5年度の実績値及び業界団体からの聴取による。

※2 国交省調べ及び業界団体や自治体からの聴取による。

- ・物流の維持・安定化に資する基幹的な物流拠点であって一定の公共性を有する物流拠点：3,000百万円 × 4件 = 12,000百万円
- ・物流の維持・安定化に資する基幹的な物流拠点であって一定の公共性を有する物流拠点（自動運転トラック等に対応）：50,000百万円 × 1件 = 50,000百万円

① 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%又は8%）

② 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

③ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

④ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）

⑤ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率(37.0%)

| (単年度) | 件数 | 取得価格 (A) | 償却率 | | 割増 償却率 (C) | 割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D) | 法人税 減収額 (D) × 税率 (E) | 法人 住民税 (E) × 税率 (G) | 法人 事業所税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G) | (百万円) 特別法人 事業税 減収額 (G) × 税率 (H) |
|---|----|-------------|------|------------|------------------|---|-------------------------------|------------------------------|---|--|
| | | | 耐用年数 | 定額法 (B) | | | | | | |
| 公共性の高い物流拠点 | | | | | | | | | | |
| 地域の関与も踏まえ た一定の公共性・公 益性を有する物流拠 点 | 4件 | 12,000 | 31 | 0.033 | 8% | 31,680 | 7,350 | 0,514 | 2,218 | 0,821 |
| 地地域の関与も踏ま えた一定の公共性・ 公益性を有する物流 拠点 (自動運転トラック等 に対応) | 1件 | 50,000 | 31 | 0.033 | 10% | 165 | 38,280 | 2,680 | 11,550 | 4,274 |
| 合計 | 5件 | 62,000 | | | | 196,680 | 45,630 | 3,194 | 13,768 | 5 |